南あ農振発第号令和6年4月 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名		南あわじ市						
(市町村コード)	(28224)							
地域名		松帆戒旦寺						
(地域内農業集落名)		(松帆戒旦寺)						
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年4月25日						
協議の結果を取り	まとめた平月日	(第1回)						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当集落は小規模集落のため人口が少なく、近隣集落との出入作が多い。現時点において耕作放棄地はほとんど発生していないが、主たる担い手が50代以上で占められているため、今後後継者問題は避けられない課題となる。周辺集落と連携を取りながら、後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、新たな担い手を確保する体制についても検討していく必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の農業経営は、稲作と露地野菜(玉葱・レタス・キャベツ・ブロッコリー)の二毛作及び三毛作が多数を占め、その他施設野菜(トマト)に取り組む農家もある。集落内の農地のほとんどについて基盤整備が完了しており、現時点では耕作放棄田はほとんど発生していない。集落の営農組合で共同購入している機械の活用のため、オペレーターの作業受託等の取組みも進めていく。

# 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区	5.79 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.79 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の	将来の	在り方	に向け	た農	農用地の効	率的かつ総	合的	な利用を	図るた	めに	こ必要な事	項			
	(1)農月	用地の	 集積、	集約化	のブ	 5針										
	集落に防ぎ、対						状の耕作者	を集	落全体で	把握す	る:	ことで、耕作	作放棄	田の	の発生を未然	然に
	(2)農均	地中間		構の流	5用:	 方針										
				* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			[落内の各農	地に	ついて所	有者及	とび	現状の耕作	作者を	集落	<b>客全体で把</b> 扱	屋す
	(3)基語	盤整備	 i事業へ	の取約	且方記	<u></u> 針										
	集落[ を検討		とんど	の農地	につ	いて基盤	整備が完了し	てし	いるものの	、パイ	プ等	の設備が	老朽化	ĽĽ	ているため	更新
						の取組方										
	共同和 参入者					ハては営農	組合で共同原	購入	し、必要に	こ応じて	貸	し出せるホ	犬況を	整え	.ることで、新	f規
	(5)農	業協同	組合等	の農業	美支:		本業者等へ	の農	作業委託	その活月	1万	 ·針				
	稲刈り	が作業	につい	て、一書	部を	戒旦寺営島	<b>豊組合のオペ</b>	レー	ターが作	業を担	って	いる。				
	以下任	意記載			)実作	青に応じて	 、必要な事項	を を 達	選択し、取	組方針	を訂	こ載してく#	ごさい)			
		鳥獣被	害防止	対策		②有機・減	農薬∙減肥料	<b>_</b>	③スマー	ト農業		④畑地化・!	輸出等		⑤果樹等	
	□ 6¢	然料•貧	<b>資源作</b> 特	勿等	7	⑦保全•管	· 理等	<b>V</b>	8農業月	用施設		9耕畜連	携		⑪その他	
	【選択し	た上記	己の取締	組方針	]											
	⑦隣地 維持し、	区(高、農地	屋沖田 の保全	)と共同・管理(	司で <sup>]</sup> こ取	取り組んで り組む。	図向上を推進でいる農地・水 いる農地・水 、更新が必要	保全								削を